

社会福祉法人長野県共同募金会松本市共同募金委員会社会福祉事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の福祉事業を推進することを目的に、松本市内の各種福祉団体等が全市的に行う福祉事業に対して、共同募金の配分金を財源に、予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体等)

第2条 市内において社会福祉を目的とする事業を行う、会則もしくは規則、事業計画及び収支予算決算等が整備されている団体であって、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 社会福祉及び地域福祉を推進する団体
- (2) 松本市ボランティアセンターに登録をしているボランティア団体
- (3) 児童・高齢者・障がい者等の福祉支援団体
- (4) その他、松本市共同募金委員会が特に必要と認めた団体

(対象事業)

第3条 助成の対象は次の事業とする。

- (1) 地域福祉を目的とし、全市的に行う福祉事業
- (2) 行政やその他の団体の行っていない開発的な事業、但し、地域住民の支持が得られる活動
- (3) 公費及び他の助成金を受けていない、または、他の助成金に申請しない事業

(助成の限度)

第4条 助成金は単年度補助とし、原則、前年度の募金実績を財源として当該年度に交付し、1団体1事業3万円を上限とする。

(申請方法)

第5条 申請書は、社会福祉事業助成金交付申請書(様式第1号)によるものとし、提出期限は別途定めるものとする。

(実績報告書)

第6条 実績報告書は、社会福祉事業助成金実績報告書(様式第2号)によるものとし、提出期限は、事業完了後30日以内又は当該年度の2月末日までとする。

(助成の実施)

第7条 社会福祉法人長野県共同募金会松本市共同募金委員会審査委員会において活動の内容を審査し、社会福祉法人長野県共同募金会松本市共同募金委員会運営委員会において助成の可否について決定する。但し、次に該当する経費は配分対象外とする。

- (1) 人件費、飲食費、お土産代等
- (2) 政治、宗教、組合などの運動や営利を目的とするもの
- (3) その他共同募金の配分を受けることが適切でないもの

(助成金の使途明示)

第8条 事業対象団体は、以下のとおり助成金の使途を明確にし、広く市民に周知すること。

- (1) 助成を受けて行う事業には、配分を受けたことをパンフレット等に掲載するなど
- (2) 広報に努めなければならない
- (3) 予算書、決算書には配分金の使用使途が分かるよう明記しなければならない

附則

この要綱は、令和元年7月1日より施行する。